

意見書

平成 21 年 2 月 9 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくとらのもん
東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふかだ こうじ
代表取締役社長 深田 浩仁

連絡先 企画部

mail :

TEL

郵便番号 100-0006

住 所 とうきょうとちよだくゆうらくちょう
東京都千代田区有楽町 1-12-1

氏 名 株式会社アッカ・ネットワークス

だいひょうとりしまりやくしゃちょう すやま いさむ
代表取締役社長 須山 勇

連絡先 渉外部

mail :

TEL

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

【総論】

この度、モバイル市場・固定ブロードバンド市場における環境変化、これらの市場と通信プラットフォーム市場・コンテンツ市場との関係の緊密化、今後の固定通信市場とモバイル市場の融合等の環境変化に対応して電気通信市場における公正競争環境を確保する観点から接続ルールの在り方について検討が行われることを、高く評価するとともに、弊社のような新しい技術でブロードバンド革命をおこして日本の通信市場を活性化しようと意欲的に取り組むベンチャー企業にも意見を述べさせていただく機会を与えていただき、感謝しております。

特に、平成16年の第二種指定電気通信設備制度の創設以来、今まで、オープンに議論する機会が無かったモバイル市場に対してレビューが行われることは、モバイル市場が通信市場を牽引し国民生活に無くてはならないものとなっている状況を鑑みても、時宜を得た適切な判断であり、本取組みによって公正競争環境が確保され多様な形態での新規参入を促進させることが出来れば、更なる市場の拡大が見込めるものと考えます。

また、新規参入の意欲を有する事業者にとってよりよい競争環境となるよう、弊社意見などを今後の政策立案に反映していただくことを強く要望します。

弊社が、意見提出させて頂く内容の主旨は大きく二つあります。

■「PSTNから光IP網への移行期に対応した接続ルール等の確立」

現在、NTT東西殿により、NGNの商用サービス開始と促進が行われており、NGNの接続料金の算定の考え方についても総務省殿にて取り纏めの検討が行われたところです。

しかしながら、固定市場の現状をみると、FTTHの加入者数の伸び悩みとNTT東西の独占回帰、NGN（フレッツネクスト）のサービスラインアップに魅力的なものがない、固定電話の加入者数の減少とそれに伴うNTT東西殿の接続料金が上昇基調にあるなど、今までの接続ルールの考え方では、解消することができない課題が発生していると認識しています。

このようなPSTNから光IP網への移行期における諸課題を解決するためには、NGNなど今後の新しいサービスに対する公正競争を確保する接続ルールとレガシーではあるものの利用者数が依然として多いサービスに対し利用者利益を損なうことが無い接続ルールの両面の検討が行われなければいけないと考えます。

また、昨今の金融不安に端を発した未曾有な景気後退、経済不況に配慮することも必要であり、接続料金の上昇に伴う利用者料金へ影響をもたらす構図は出来るだけ避けるべきです。

■NTTグループ再々編の検討に向けて

固定通信と移動通信の融合時代となったときに、最も懸念されるのが、NTTグループの市場支配力の行使です。

現在、NTTドコモ殿はモバイル市場でシェアを約50%有し、かつ、通信市場では最大の利用者及び収入、利益をあげている企業であり、NTT東西殿は固定市場でボトルネック設備を有しほぼ独占という市場支配力があり、NTTドコモ殿もNTT東西殿もNTT持株会社のもと、NTTグループとしての事業活動を行っています。

また、NTT殿「新たな中期経営戦略～サービス創造グループを目指して～（2008年5月13日）」では、「NTTグループは、サービス融合の基盤となるフルIPネットワーク基盤の構築を進めるとともに、アプリケーションプロバイダ等と連携し、ビジネスの拡大・効率化を支えるICTソリューションの推進、高品質で安心・安全なトリプルプレイサービスの拡大・充実、ワイヤレス・ブロードバンドの推進や生活ケータイの高機能化など、ビジネス、ホーム、モバイルといった各分野でのサービスの創造と、各分野におけるサービスの融合や連携を推進していきます。」とあり、NTTグループとして固定／移動共通のフルIPのネットワーク基盤が構築されることが予定されています。

このような状況では、NTT持株会社によるグループ経営の継続は、固定通信と移動通信の時代にNTTグループによる強力な市場支配力をますます促進する構図となりかねません。また、「日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件」においては、NTTドコモ殿はNTT東西殿と別個の伝送路を構築するものとされているにもかかわらず、NTTグループにより「固定／移動ともにフルIPネットワーク基盤を構築」するのは、すなわち共同で構築されているのと同じと考えられ、公正競争要件上の整理が必要であり、直ちに認められるものではありません。

そのため、今回の検討をふまえて新たな接続ルールが策定され公正競争環境の整備が行われたとしても、NTTグループの組織問題の検討進捗によって、NTTグループの組織的な支配力が高まるような結果となれば、累次の接続ルールが有する競争促進の目的は機能しなくなることを強く懸念します。

したがって、弊社としては、別途、取組みが行われている「競争セーフガードによる累次の公正競争要件の検証」及び「通信市場における競争市場評価」などを材料にして、少なくとも固定通信と移動通信の市場支配力を分離させる意図において、NTTドコモ殿の資本分離を軸としたNTTグループの再々編の検討が必要であると考えます。

※参考「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）

「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る

	<p>とともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。」</p>	
検討項目	具体的内容	
<p>2、固定ブロードバンド市場の公正競争の整備</p>	<p>(1) FTTxサービス (2) DSLサービス</p>	<p>固定ブロードバンド市場の公正競争を検討するにあたっては、FTTH市場の活性化といった将来に向けた取組みと共に、DSLサービスをはじめとしたPSTNが抱える課題の解消といった両面の検討が必要になってくると考えます。</p> <p>■FTTH市場とPSTNからIP網への移行における課題の検討</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西殿においては、「NGNのサービス展開等について（2007年11月9日）」において、「FTTHユーザ数を2010年度で2000万加入を達成」という目標を掲げ、Bフレッツの販売促進に加えてNGNサービスも商用サービスを開始し、IP網へのユーザ移行を実質的に進めています。 ・また、FTTH市場におけるNTT東西殿のシェアは平成20年9月末時点には73.4%まで増加し、FTTH市場での独占化の傾向が一層強まっています。その独占化の傾向の影響として、「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008年度）」においてもNTT東西殿に所要の措置を要する事項として、「NTT東西の116窓口及びウェブサイトにおいて、利用者が加入電話移転居の手続きを行う際にフレッツ光サービスの営業活動が行われており、異次の競争ルールに反している」があり、公正競争を阻害する営業行為についても、数多くの接続事業者から指摘を受けています。 ・その一方でBフレッツ契約数自体は、純増数に陰りがみえはじめ2008年12月末時点で約1,063万契約に留まり、2008年度の純増数予測の下方修正を行っており（NTT殿「2009年3月期第2四半期決算について（2008年11月7日公表）」）、2010年度の目標である2,000万加入達成は非常に困難な見通しです。 <p>※参考【別添資料①】：フレッツ光 契約者数・純増数推移</p> <p>【問題点】</p>

・NTT東西殿から具体的な移行計画が提示されないままに、実質的にはPSTNからIP網へのユーザの移行はすでに始まっており、PSTN上のユーザ及び接続事業者への影響については検証がまだ行われていないと考えます。

・また、NTT殿は、「サービス創造グループを指して（2008年5月13日）」において「PSTNユーザのマイグレーションについては、2010年度に概括的展望を公表」としており、2010年に予定されているNTT組織問題での議論とあわせて最大の課題を先延ばししているようにも思えます。

・他方、FTH市場においては、NTT東西殿の独占化、公正競争を阻害する事例も多くあがっており、また、競争事業者の新規参入も困難な状況となっています。このような状況下でNTT東西殿を中心としたFTH市場の進展だけでは、日本におけるブロードバンドサービス促進の停滞にもつながりかねないと危惧します。

【対応】

・「2010年度に概括的展望を公表」とされているNTT東西殿からのPSTNからIP網へ移行計画については早期の提示が必要であることはもちろんのことですが、固定電話等PSTNに関連し国民生活に欠かせないサービスが今後どうなるかといった将来展望については、利用者への影響範囲も甚大と考えます。

・したがいまして、移行の際に発生する諸課題の洗い出し及び解決に向けた検討をNTT東西殿だけが負うのではなく、接続事業者含む利害関係者も交えた検討が行われ、方向性が示されることが喫緊の課題であると認識します。

➤ 検討例：移行手順、撤去費用の負担の考え方の整理、利用者への周知方法 など

・また、その検討の中では、NTT東西殿の接続約款第61条（接続の中止）第3項において、メタル線設備の撤去予定連絡は撤去の原則4年前までに接続事業者を提供し且つ代替サービスを提供可能とすることと規定されていますが、そのスキームが確実に確保される検討も進められる必要があると考えます。

※参考

NTT東西殿の接続約款第61条（接続の中止）第3項より抜粋

「当社は、協定事業者がDSL回線と接続する場合において、DSL回線を含む端末系伝送路設備（以下この条において「端末回線伝送路設備」といいます。）を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則4年前（期間

の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。)までに、その情報を協定事業者を提供するものとし、当社がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限ります。)を使用した新たな代替サービス等(以下この条において「代替サービス」といいます。)を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。(略)」

・上述したように、PSTNを現在利用している利用者の将来展望なしに、NTT東西殿を中心とした光サービスの進展に期待するだけでは、今後の日本の電気通信市場の活性化にはつながらないと考えます。2000年以降、日本のブロードバンドを牽引したADSLの例に倣い、FTTHサービスにおいても、設備競争からサービス競争に軸足を移した接続ルールの検討を改めておこなうべきと考えます。FTTH市場でのアンバンドルを積極的に行うことで新規参入を促進させ、利用者料金の低廉化、サービススペックの向上を実現し、サービス競争による市場拡大を目指すべきと考えます。

具体的には、

- NGNのアクセスネットワークのアンバンドル(GC接続)
- ひかり電話機能のアンバンドル
- NGNの端末のアンバンドル などが挙げられます。

※参考【別添資料②】：NGNのアクセスネットワークのアンバンドル(GC接続)接続構成例

・特に、現在、固定電話の利用者やBフレッツの利用者が現在利用しているインターネット接続サービスがNGNに移行した際にそのまま使えなくなる、といった利用者の利便性を損ねるようなサービスについては消費者保護の観点からも問題であると考えます。

■ PSTNに関連する接続料金の算定方法の抜本的な見直し

【現状と問題点】

・PSTNのドライカップの回線部分にかかる接続料金は、平成18年度以降、上昇基調に転じており、今後も光IP網への移行が進展することによるドライカップを利用した回線数の減少傾向が続くことを

考慮すれば、さらに上昇していくものと想定されます。

・平成 21 年度に適用される接続料金の傾向から（弊社試算）、P S T N回線が引き続き減少した場合、平成 22 年度にはさらに接続料金が上昇し、平成 23 年度においては、1,400 円に近づく水準まで上昇することが予想されます。

・実際には接続事業者が支払う接続料金の総額には、回線管理運営費（N T T 東：H21 年度申請料金 62 円）が加算されることとなりますので、例えば、接続事業者が提供している直収電話サービス（「メタルプラス」や「おとくライン」）の基本料金を超える程の水準の料金となってしまう、利用者への影響が懸念されます。

※参考【別添資料③】： N T T 東西ドライカップの回線部分にかかる接続料金の推移と将来予測

※参考【別添資料④】： 端末回線、公衆網、接続専用線、N T T 東西均一接続料金の接続料金の推移

【対応】

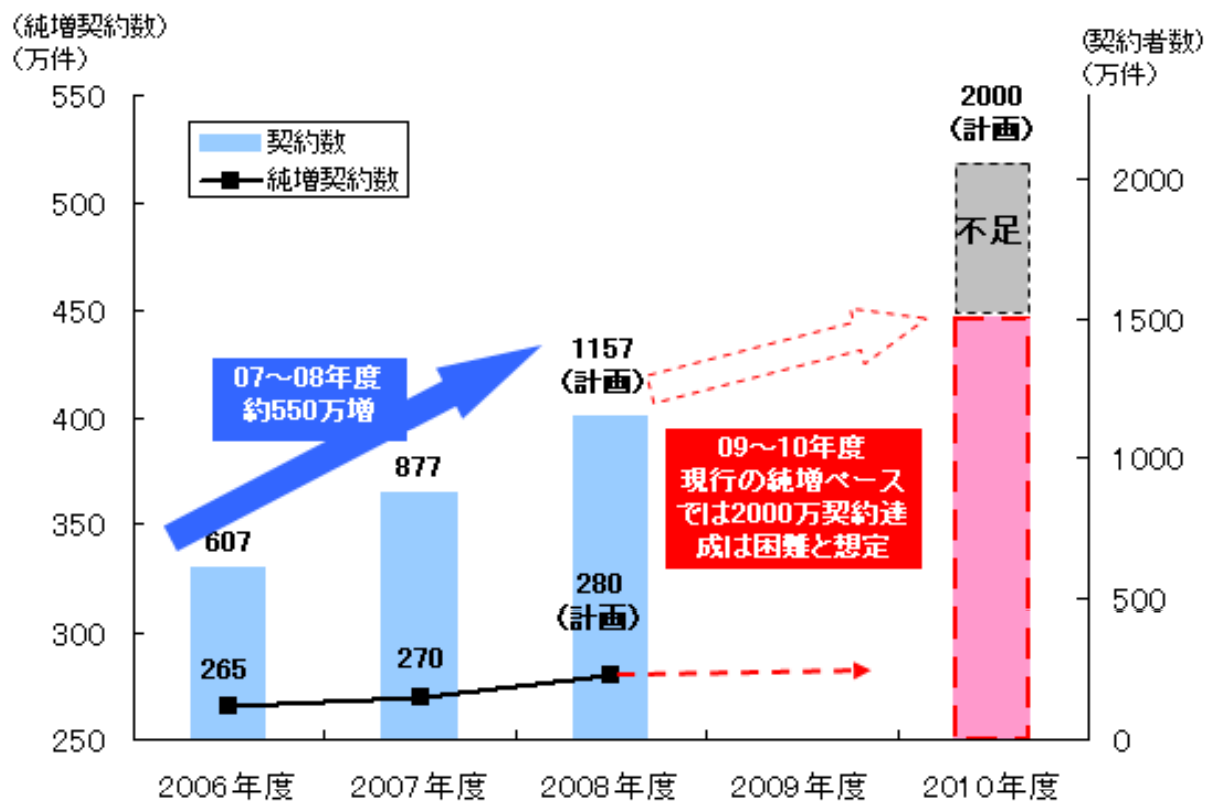
・このようなドライカップの回線部分、公衆網、端末回線や接続専用線等にかかる接続料金は 1 例ではありますが、P S T Nに関連する接続料金については、社会的影響を考慮すると上昇を抑制させるよう算定方法を含めた見直し（激変緩和措置でも良い）のための検討が必要です。

・またその見直しの中では、具体的な移行計画を示さないままに P S T N と I P 網の二つのネットワークを稼働させることで発生するネットワーク維持コストに対して、N T T 東西殿に対してコスト削減インセンティブを働かせる仕組みの検討も、非常に重要な観点であると考えます。

・このような議論は、2010 年に予定されている N T T 組織問題の検討まで先延ばしされるのではなく、すぐに検討を開始しなければならない喫緊の課題であると認識しています。

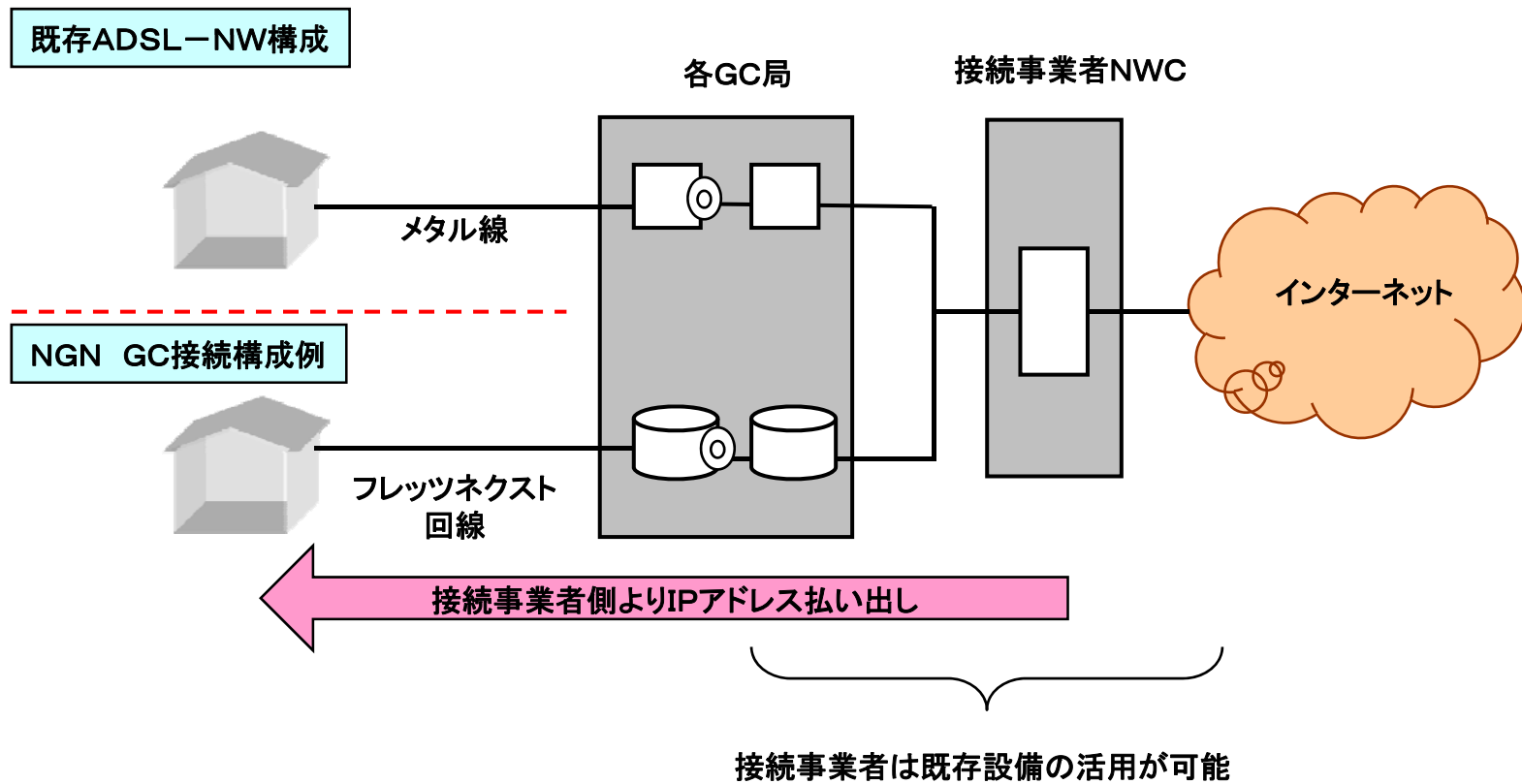
以上

資料①: フレッツ光 契約者数・純増数推移



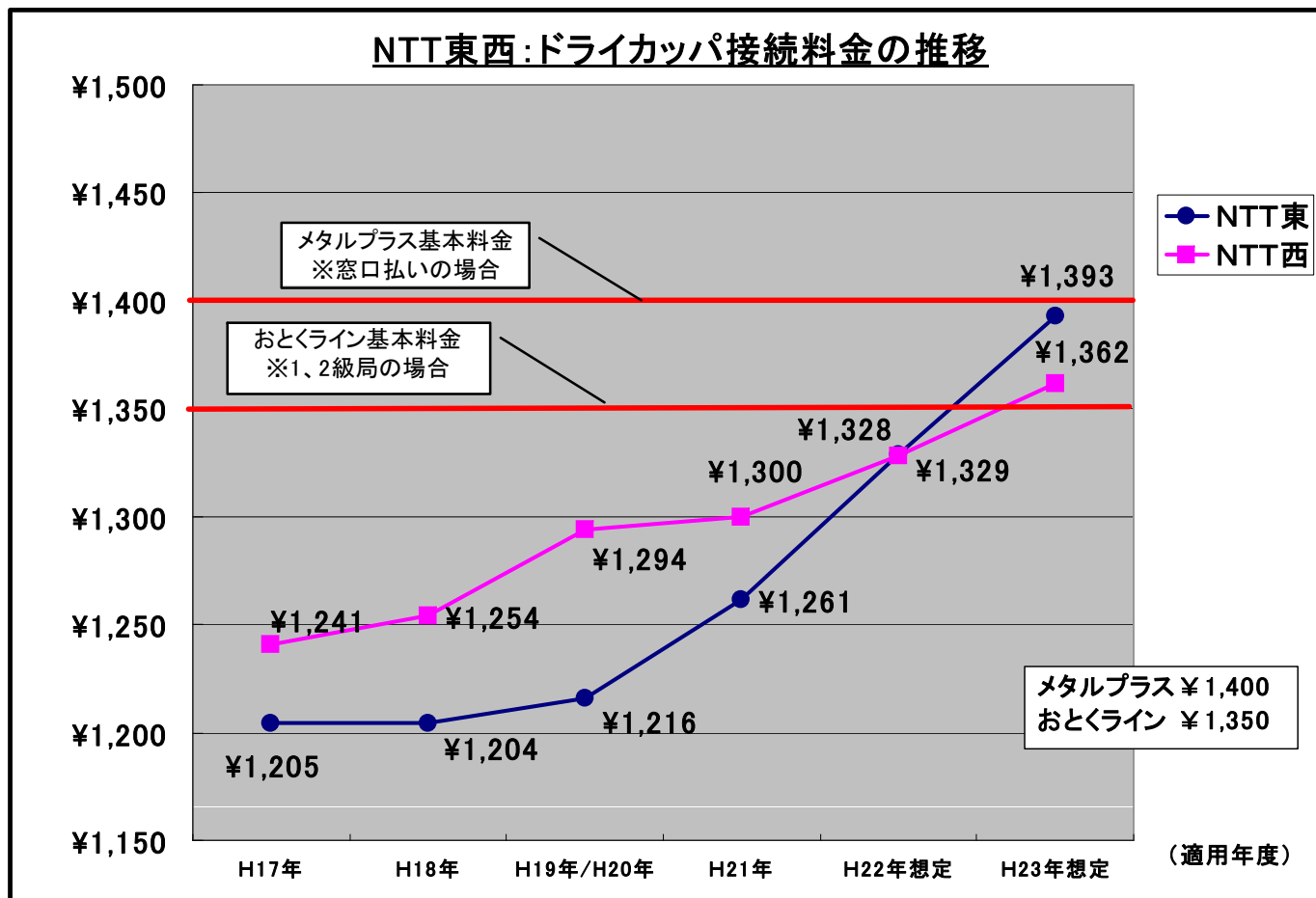
(単位: 万件)

出典: NTT殿「2009年3月期第3四半期決算について(2009年2月5日)」
 及び「2008年3月期決算について(2008年5月13日)」より弊社作成



資料③:NTT東西ドライカップの回線部分にかかる接続料金の推移と将来予測

別添資料



出典:NTT東西殿 公表接続約款
 及び「NTT東西接続料金改定の認可申請説明資料(2008年12月19日)」より弊社作成

資料④：端末回線、公衆網、接続専用線、東西均一の接続料金の推移

別添資料

■ 端末回線(単位:円)

公衆網			NTT東日本			NTT西日本		
			H19/20	H21(申請)	増加率	H19/20	H21(申請)	増加率
公衆電話発信機能	(180秒)	100	113	13.2%	89	100	12.1%	
デジタル公衆電話発信機能	(180秒)	71	74	4.0%	78	86	9.9%	
番号案内サービス接続	中継交換機等接続 (1案内ごと)	75	81	8.0%	73	73	0.0%	
	端末回線線端等接続 (1案内ごと)	77	84	9.1%	75	76	1.3%	
手導交換サービス接続	(1通信ごと)	290	364	25.5%	231	257	11.3%	

■ 公衆網(単位:円)

端末回線			NTT東日本			NTT西日本		
			H19/20	H21(申請)	増加率	H19/20	H21(申請)	増加率
メタル、2線式	タイプ1-1	(回線/月)	1,163	1,197	2.9%	1,243	1,230	-1.0%
	タイプ1-2	(回線/月)	1,163	1,197	2.9%	1,243	1,230	-1.0%
	タイプ2	(回線/月)	1,198	1,233	2.9%	1,280	1,267	-1.0%
メタル、加算料	(回線/月)	289	298	3.1%	279	287	2.9%	

■ 接続専用線(単位:円)

接続専用線		NTT東日本						NTT西日本					
		H19/20		H21(申請)		増加率		H19/20		H21(申請)		増加率	
		MA内	MA外10km	MA内	MA外10km	MA内	MA外10km	MA内	MA外10km	MA内	MA外10km	MA内	MA外10km
高速デジタル	64kb/s	30,498	31,154	26,729	27,340	14.1%	14.0%	17,151	17,671	17,408	18,008	-1.5%	-1.9%
	128kb/s	35,258	36,564	30,808	32,025	14.4%	14.2%	19,419	20,464	19,702	20,897	-1.4%	-2.1%
	1.5Mb/s	139,403	155,101	119,932	134,559	16.2%	15.3%	68,668	81,212	69,605	83,953	-1.3%	-3.3%
	6Mb/s	409,360	462,334	350,977	400,345	16.6%	15.5%	189,674	230,433	192,213	238,844	-1.3%	-3.5%

■ 東西均一接続料金(単位:円)

		H19/20	H21(申請)	増加率
TCM	(672回線までごと/月)	21,891	24,967	14.1%
携帯・自動車電話事業者 特殊精算機能	ア 加入者交換機能 を利用する場合 (1通信ごと)	0.00000677	0.00000711	5.0%
優先接続機能	(1通信ごと)	0.14	0.142	1.4%
加入者交換機能メニュー利用機能	(1利用ごと)	0.1942	0.2032	4.6%

出典:NTT東西殿「NTT東西接続料金改定の認可申請説明資料(2008年12月19日)」より弊社作成